

## 動く市政教室実施要綱

動く市政教室実施要綱（平成26年4月28日制定）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、市民が市の所有するバスを利用して、市の施設等の見学を通し、市政に対する理解や認識を深め、市民参加意識の高揚を図るため実施する動く市政教室（以下「市政教室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 市政教室の対象は、原則として市内に在住、在勤、在学する者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体とする。

（参加人数）

第3条 参加人数は、バスの定員の範囲内とする。ただし、事業の効率的な運営を図るため、最少催行人数は10人とする。

2 参加者を限定する企画の最少催行人数については、前項の定めによらず、企画ごとに定めるものとする。

（企画・運行管理・添乗）

第4条 市政教室の企画・運行管理・添乗は、広聴相談課が行う。

（募集等）

第5条 市政教室の募集は、「市報にいがた」、ホームページ、新潟市 LINE 公式アカウント等に掲載して行うものとする。

2 市政教室に参加するものは、前項による募集の際に定める方法で行う応募により決定するものとする。この場合において、応募数が定員を上回るときは、抽選により決定するものとする。

（費用負担）

第6条 市政教室の運行にかかる経費は市の負担とする。ただし、有料施設の入場料等は参加者の負担とする。

（安全確保等）

第7条 添乗員は、参加者の安全の確保及び事故防止に努めるものとする。

（介助員の手配）

第8条 市政教室に参加するにあたり、障がい等の理由により介助員の手配を必要とする場合は、参加者が手配を行うこととする。

（事業周知）

第9条 ソーシャルメディア（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や動画配信サービス等）を活用し、事業の周知を行えることとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。